



秋田犬ツウリズム だより

AKITAINU TOURISM

11月29日から12月2日までの4日間、ベトナム社会主義共和国南部、メコン川のデルタ地帯にあるカンター市での日本PRイベント「第五回越日経済・文化交流フェスティバル」に参加しました。このイベントでは、秋田犬ツウリズムや秋田県、JNTO(日本政府観光局)の秋田に関するポスターの掲出とパンフレット配布で、観光PRを行いました。また、秋田犬ツウリズムの「秋田の枝豆」スナック菓子を試食していただきながら、アンケート調査も実施しました。秋田犬自体の魅力も十分ベトナムの方々にも伝わり、また「秋田の枝豆」も非常に好評でした。現段階では秋田犬ツウリズムのマーケティング対象国ではないですが、経済発展の著しいベトナムは若い人も多く、親日国であるとともに、この北鹿・鹿角地域にも技能研修を目的に訪れる方も増加し、将来的には日本のあらゆる産業にとって有望な市場であると考えられます。



町から顕彰状が送られました 椿谷ヒラさんが満100歳に

1月16日、尾樽部の椿谷ヒラさん(大正9年1月16日 小坂町生まれ)が、100歳を迎えられました。

当日は、息子さん夫婦が見守る中、顕彰状とお祝い金が贈呈され、長寿をお祝いしました。

当日は、二人のお孫さんから送られたマフラーを身につけ、贈呈式に出席されました。

町長からお祝いを伝えると、「どうもありがとうございます。」と笑顔で応えていました。

母子家庭、父子家庭へ 支援制度をお知らせします

児童扶養手当

父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない児童の父または母、父または母に代わってその児童を養育している方に対して支給される手当です。(所得額等により、手当を受けることができない場合があります。)

母子父子寡婦福祉資金貸付金

経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上を図るため無利子または低利子で各種資金の貸付を行っています。(申請者または生計を同一にする扶養義務者の所得が一定以上である場合は、貸付を受けることができません。審査結果によっては、貸付の希望に添えない場合もあります。)

◎各支援制度の詳細は、お問い合わせください。

■お問い合わせ先
福祉課町民福祉班 (TEL29-3925)

2月1日から住民票等の方書が 一部変更になりました

■主な変更は

- 濁川行政区「1区」「2区」「3区」の方書がなくなります
小坂町小坂字～番地(1区)→小坂町小坂字～番地
- 町営住宅にお住まいの方で住宅名の記載がなかった方等は方書が表示されます
例:小坂町小坂字～番地→小坂町小坂字～番地(〇〇住宅1号)
- あすなろ・更望園・サンホーム大石平にお住まいの方書
の記載がなかった方は方書が表示されます

※変更の対象となる世帯へは1月中に世帯主宛に通知しています。
※方書が変更になったことを証明する「住所表示変更証明書」を無料で発行します。必要な方は通知と運転免許証等をお持ちのうえ、町民課窓口へお越しください。

今回方書が変更になった方で
マイナンバーカードをお持ちの方はカード内部の情報の更新が必要となりますので、町民課窓口で手続きをお願いします。

必要な物:マイナンバーカード
交付時に設定した4桁の暗証番号

■お問い合わせ先
町民課町民生活班 戸籍・住基窓口 (TEL29-3906)